

## 「中国進出企業のための必須税務講座」基礎から重要論点

～中国における税金と行政費用の基本的説明を行ったうえで、税務当局の徴税強化に対してどう対処し、いかに日中における租税コストを軽減すべきかについて、実務に裏付けられた解説を分かり易く致します。Q&Aを充実し、参加者の方々の個別問題へもお答えします。～

開催日：2014年 3月18日(火) 13:30～16:30 会場：東京・東宝土地会議室

講師：三戸俊英氏 公認会計士 税理士法人キャスト

受講料：1名 29,000円(消費税、資料代含む) 1社2名以上 1名 26,000円に割引

13:30 <1>中国ではどのような税金と行政費用が課せられるかの概要

### <2>企業所得税

1. 納税義務者、課税範囲
2. 課税所得の計算
3. 損金算入に税務当局の許可が必要な損失
4. 優遇措置
5. 移転価格と同時文書化
6. 非居住者の課税 ①中国現地企業の持分譲渡 ②出向者 PE 課税の回避
7. 租税条約による優遇措置享受申請の手続き
8. ロイヤルティの日本における外国税額控除の享受  
(含む一みなし外国税額控除の優遇措置)

### <3>個人所得税(派遣者の税務を主として)

1. 所得区分と税率
2. 居住期間と納税義務の範囲
3. PE認定と短期滞在者の免税不適用
4. 年1回性賞与の税額軽減
5. 派遣者の日本受領退職金
6. 派遣者の日本受領年金

### <4>増値税

1. 中国流通税の特徴
2. 納税事務の発生時点
3. 税率と税額の計算
4. 増値税専用発票(インボイス)の機能
5. 輸出税額還付 ①生産型企業と貿易企業 ②保税区、輸出加工区、物流園區 ③進科加工、来科加工 ④振替再加工(深加化工結転)
6. 交通運輸業と一部の現代的サービスの営業税から増値税への転換とその対策
7. 中国とのライセンス契約における増値税条項の工夫は

### <5>営業税

1. 税目と税率
2. 課税収入から控除を認められる金額
3. 国内における役務提供等が課税される場合

16:30

質疑・応答/個別相談(講座終了後も対応可能)

申込先：マネジメント・トレーニング・センター 〒102-0073 千代田区九段北1-6-1 アリオ九段6F  
TEL：03-6427-8040 FAX：03-6427-8045

E-mail：kawanabe@bh.mbn.or.jp

お申込みはEメール、FAXまたは電話にて①会社名②住所、電話番号③部課・役職名④氏名をご連絡下さい。折り返し受講票(会場地図含)及び請求書を送付致します。尚、ご参加者の上記情報は当センターからのセミナー等のご案内の送付に利用する場合がございますので、ご了承の程お願い申し上げます。